

第19回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年2月3日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方裁判所2階第1号法廷

3 出席者等

(1) 出席委員

岩隈敏彦（釧路市役所）

加藤雅規（北海道新聞社釧路支社）

菊池憲久（釧路地方裁判所）

小瀬 泰（阿寒農業協同組合）

齋藤 隆（釧路地方裁判所）

齊藤雄彦（釧路地方検察庁）

佐藤孝子（釧路更生保護女性会）

神野照敏（釧路公立大学）

高橋 滋（釧路商工会議所）

花田善廣（北海道建築士事務所協会釧路支部）

(2) 欠席委員

浦田 満（釧路市漁業協同組合） 小野塚聰（釧路弁護士会）

佐渡正幸（釧路司法書士会）

(3) 裁判所（説明者）

青野卓也（刑事部裁判官） 長沼省三（刑事首席書記官）

宮崎祐司（刑事部主任書記官） 津幡恭行（事務局長）

(4) 庶務

小林 司（総務課長） 卯城賢志（総務課課長補佐）

松村美紀（総務課庶務係長）

4 議題

「報道された裁判員裁判を概観して」

5 議事

(1) 齋藤隆委員長あいさつ

(2) 新委員紹介及びあいさつ

新たに委員に委嘱された岩隈敏彦委員（釧路市役所）、加藤雅規委員（北海道新聞社釧路支社）、佐藤孝子委員（釧路更生保護女性会）、神野照敏委員（釧路公立大学）、花田善廣委員（北海道建築士事務所協会釧路支部）及び齊藤雄彦委員（釧路地方検察庁）が委員長から紹介され、あいさつをした。

(3) 裁判員裁判の概況等説明

刑事首席書記官が北海道における裁判員裁判の概況及び釧路地方裁判所における裁判員裁判の進捗状況について説明した。

(4) 意見交換

「裁判員裁判開始前と開始後における国民の意識の変化について」（発言の要旨は別紙記載 1 のとおり）。

(5) 被害者のプライバシー配慮のための工夫例の紹介

ア 刑事部主任書記官がビデオリンクシステム及び遮へい板の設置について説明した。

イ 刑事部裁判官がビデオリンクシステムを操作しながら、刑事部職員が模擬証人尋問を実演した。

ウ 刑事部職員が遮へい板設置の実演をした。

(6) 意見交換

「性犯罪事犯における配慮について」（発言の要旨は別紙記載 2 のとおり）。

(7) 次回の議題

「身近になった裁判員裁判～釧路地方裁判所の裁判員裁判を概括して～」

(8) 次回日時

平成 22 年 7 月 12 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

(別紙)

意見交換における発言の要旨

1 裁判員裁判開始前と開始後における国民の意識の変化について

委員長： 裁判員裁判に関する報道やいろいろな情報に接する中で、裁判員裁判開始前と開始後において意識が変化したかどうか、意見を伺いたい。

委員： テレビで裁判員経験者を見ることはあるが、実際自分の身近に経験者がいないので、緊迫感がない状況である。最近では、自分が裁判員候補者になった場合には、きちんと受け止めて対応していくのが国民の義務であると少しずつ思うようになったが、やはり人を裁くことに対する不安は大きい。

委員： 報道を見ると、多くの方が人を裁くことに対して不安感を抱いているようである。私自身も本当に人を裁けるのかどうか、実際に裁判員を経験してみなければ分からない部分があり、不安である。

また、私の事務所は私と所員の2人しかおらず、現在、非常に忙しく、休みも取れない状況である。そのようなときに辞退が認められるのかどうかについての不安もある。

委員： 新聞記事でもあるように、不安や戸惑いを感じている方が多いと思う。これまで、全国的に裁判員裁判が行われているが、実際に参加した裁判員や裁判員候補者がどういう感想を持ったのか、もっと知りたいところである。

委員： これまで、報道で裁判員経験者の記者会見を見て、大体の裁判員経験者が否定的ではなく、前向きに重い課題を受け止めていると感じた。司法への市民参加が一步進んだと思う。

ただ、マスコミとしては、もう少しどのような議論をしたのかを踏み

込んで裁判員経験者に聞いてみたいという希望がある。裁判員経験者の感想等をまとめたデータがあれば良いと思う。

委員長： 裁判所は、裁判員裁判実施時、裁判員候補者や裁判員等にアンケートに回答してもらっている。それを全国で集計、分析して、より良い裁判員裁判を運用するための資料とする。今後、アンケート結果の中間報告が公表される予定である。

委員： 裁判員裁判に参加することで、重い負担がかかったり、つらい思いをすることもあると思う。それでも、最後には参加して良かったと思ってほしい。立証責任がある検察官としては、今後とも、国民の目線を大切にしながら、国民や裁判員に納得してもらえる捜査をしていかなければならないと考えている。

委員： 私は、ドメスティックバイオレンスや性犯罪の被害者と接する機会がいろいろとあるので、そのような問題に非常に興味がある。今後、裁判員裁判における裁判員の男女の比率などについて、統計を取った上、何らかの配慮が必要と感じたときには、申入れをしていきたいと考えている。

委員： 若い世代、特に学生は、世の中で裁判員裁判を実施していることは知っていても、実際に自分が関わらない限り、意識は低いと思う。

委員： 裁判員裁判に関われれば良いと考えている方は多いと思う。裁判員制度は徐々に浸透していくと思う。

委員： 私の職場では、平成21年5月21日、裁判員裁判に参加するための休暇制度を整備したこともあり、職員は裁判員裁判に参加すると思う。私自身は、仕事上どうしても支障を生じる時期があり、そのときに裁判所に呼び出された場合、辞退が認められるかどうかという不安を持っている。

報道においては参加して良かったという方が多いが、裁判員裁判が長

期化した場合、裁判員の負担がかなり大きくなってしまうので、それが今後の課題であると思う。

委員長： 今、業務上の支障による辞退が認められるかどうか不安だという話があったが、裁判所では、選任手続前に裁判員候補者から詳しい事情を回答してもらい、辞退等が認められる場合には呼出しを取り消す等、柔軟な運用をしている。そのため、これまで各地で行われたほとんどの裁判員裁判において、選任手続の出頭率が80パーセントを超える結果となっている。

委員： 辞退について、柔軟な運用をしてもらえると安心である。自分が候補者に選ばれ、どうしても出頭できない事情がある場合には、裁判所にお知らせしようと思う。

委員長： 報道によると、審理の分かりやすさに焦点をあてているものも多い。難しい言葉を使わないようにしたり、視覚的に分かりやすいように、検察官も弁護人もプレゼンテーション用のソフトを使ったりして、工夫をしているところである。その一方、例えば殺人事件の審理のため、遺体写真等を見るのは、裁判員にとって精神的負担が大きいという指摘もあるが、いかがか。

委員： その指摘については、検察官としても悩ましいところである。例えば殺人事件においては、殺意の認定のために遺体や傷口の写真を見てもらうことがどうしても必要な場合がある。

委員： 私は、裁判員に選任された場合、現実をきちんと見て判断していくべきだと思う。現実から目を背け、きれいなところだけを見るということにはならない。例えば、生々しい現場写真が証拠として提示された場合、それをきちんと見て、この中で事件が起きたんだとか、なぜこんなに血が出ているのだろうかとか、いろいろなことを考えた上、議論を展開すべきである。それが裁判員の責任であると思う。

委員： 証拠については、公判前整理手続において、法曹三者で議論しながら絞っているのだと思うが、その手続は非公開であり、どういう形で行われているのか分からない。証拠は事実認定に必要であるし、量刑にも影響するものなので、どういう形で整理されているのか、もう少し情報がほしい。

委員： 検察官は立証責任があるので、事実認定のために必要な証拠を厳選して出している。今後も十分に配慮をしながらやっていきたい。

委員： 今後、釧路で行われる裁判員裁判では、殺意の有無に争いがある事案がある。殺意の有無の認定というものは難しいだろうと思う。

委員： 質問であるが、性犯罪事犯において、弁護人が女性裁判員を少なくすることができるのか。理由を示さない不選任請求という制度があり、最近、性犯罪事犯における弁護人が、女性の裁判員候補者を不選任請求したという報道を見た。女性が性犯罪に対して感情的になるという理由で、そのようなことをされるのであれば、きちんと勉強して対応していきたいと考えている。

委員長： 裁判員はくじで選ばれるので、男性が多いこともあるし、その逆もある。その選任前の段階で、検察官や弁護人が理由を示さない不選任請求ができる仕組みになっているが、そのことと男女構成比との関係は不明である。

委員： 新聞によると、検察官はプレゼンテーション用ソフトを使っていたが、弁護側は文章が多かったという意見、検察官のメモが色付きで分かりやすかったという意見が書かれていた。用いた道具により分かりやすいとか分かりにくいとかを評価して良いのかが疑問である。裁判において立証責任のある検察官の役割は、弁護人の役割とは全く異なっており、それぞれ長く培われたやり方があると思う。それを素人である裁判員が裁判に入り、検察官の方が道具を用いているから分かりやすいという水準

で判断して良いのか。もしかしたら新聞記事の書き方に問題があるのかもしれないが、率直に疑問を感じる。

委員：新聞だけでは、裁判員が単に分かりやすいという印象を持っただけなのか、分かりやすいことで裁判員の判断に何らかの影響があったかどうかまでは分からない。プレゼンテーションが良いか悪いかではなく、それを踏まえて、実際に裁判員がどう判断したかということが分かれば良いと思う。裁判員制度自体はやってみる価値があるし、実際出足もそこそこである。今後、この制度をより良くしていくために、裁判員経験者が体験した内容が詳しく分かるような仕組みがあれば良いと思う。

委員：分かりやすさはとても大切である。一般市民の裁判員が裁判に参加して、被告人の人生を左右することを決めるのであるから、裁判員がきちんと判断できるだけの、正確で的確な情報を整理して示すために、公判前整理手続が行われているのだと思う。ただ、私としては、分かりやすさだけではなく、制度をより良くしていく意識も必要だと思っている。まだ裁判員制度がスタートして1年も経っていないので、法曹関係者も裁判員も緊張感があるが、そのような意識がなければ、いずれ緊張感がなくなり、ミスが出てくると思う。

委員：弁護人は、たとえ殺人を犯した被告人であっても、被告人の権利を保護して、フォローする役割があるので、裁判員にとっては理解が難しい部分があると思う。立証責任がある検察官の主張が分かりやすいのは当然である。

2 性犯罪事犯における配慮について

委員長：性犯罪事犯について、裁判所は、傍聴席などから見えないようにビデオリンクシステムを利用したり、遮へい板を設置する等して、被害者の

プライバシーに配慮しているところである。更に配慮をした方が良いところがあれば、意見を伺いたい。

委員： 性犯罪被害者から、いろいろな場面で同じ事を何度も聞かれるつらさを訴えられたことがある。裁判においては、被害者の証言を聞かなければ判断できない部分もあるので、難しいのかもしれないが、何度も同じ事を聞くことがないように配慮してもらえたら良いと思う。

また、私自身、いろいろな機会で被害者と行動を共にする中で、男性が被害者に対して配慮の足りない発言をするのを聞いた経験がある。先ほど、性犯罪事犯における男性と女性の裁判員の比率について話したが、私は女性の裁判員の方が被害者に対して配慮をしながら質問してくれると思っている。

委員長： 制度上、女性だけを裁判員にするような取扱いはできないが、被害者に対する二次的な被害がないように、できる限りの配慮はしたいと考えている。例えば、先ほどビデオリンクシステムを見てもらったが、別室で被害者が証言する際、心理的な負担を考慮して、女性書記官が立ち会っていた。

委員： そういう場合に女性に対応してもらおうと、被害者は安心すると思う。

説明者： 性犯罪等で、被害者等の申出により、被害者の氏名等、被害者を特定できる事項を秘匿することもできる。

裁判員裁判となると、選任手続の際に裁判員候補者に情報提供をしなければならないが、以前、性犯罪事犯について、守秘義務のない裁判員候補者にどこまで被害者の情報を提供すべきかということが大きな問題となったことがある。現段階では、相当被害者に配慮した裁判員候補者への情報提供の方策が考えられている。

例えば、性犯罪事犯については、被害者の氏名等の特定事項を明かさない。犯行場所についても詳細な特定をせずに、例えば「釧路市内」と

いう説明をしておく。その上で、被害者と知り合いである可能性がある裁判員候補者については、その旨申し出てもらい、個別質問において、裁判員候補者の方から話をしてもらおう。裁判所はそれを聞いて、その裁判員候補者が被害者の知り合いであると認めた場合には、不選任決定をする。よって、裁判員候補者は、具体的な被害者の氏名を知ることのないまま、選任手続を終えることとなる。

委員長： これまでの性犯罪事犯の裁判員裁判において、被害者がビデオリンクシステムで意見陳述をしたことがあるが、裁判員経験者から、被害者の肉声がそのまま法廷に流れ、被害者が特定されるおそれがあるので、配慮できないかという声があった。ただ、証言の真実性に争いがある事案において、声を変えてしまうと、きちんとした判断ができないのではないかという問題が生じる。

委員： 技術的に可能かどうかは分からないが、裁判員にはそのままの音声の流れ、傍聴席には音声を変えたものが流れるようにできたら良いと思う。

委員： 性犯罪事犯に限らず、例えば傍聴席に暴力団の関係者が来ているような場合、被害者は顔や声を特定されたくないと思うので、配慮が必要である。